2026年度海外派遣

日本語専門家

募　集　要　項



# 事業の目的

国際交流基金（ジャパンファウンデーション）（以下、「JF」という）は、世界の全地域において国際文化交流事業を総合的に実施する、外務省所管の特殊法人として1972年（昭和47年）10月に設立されました。2003年（平成15年）10月に独立行政法人となりましたが、特殊法人としての設立当初から、海外における日本語教育を主要活動分野のひとつとしています。

海外における日本語教育分野は、各国・地域の教育環境や言語政策、日本との外交関係等を踏まえ、日本と諸外国の双方向のコミュニケーションを円滑にし、対日理解・相互理解の増進の基礎とすることを目的としています。海外の日本語教育に関する調査の実施、日本語教材・教授法の開発、日本語能力試験実施等の日本語教育・学習の基盤・環境整備を行うとともに、日本語専門家派遣による現地教師の育成・ネットワーク構築やモデル日本語講座の運営、現地日本語教育機関の日本語関連事業への支援、日本語教師・日本語学習者の訪日研修等を実施しています。

なかでも日本語専門家派遣事業は、それぞれの派遣先国・地域において日本語学習者・学習希望者が学習を安定的に開始・継続していくようにすること、必要な日本語教育が中長期的に自立・継続して行われていくことを目的としています。そのため、国または地域の中核的な役割を担う日本語教育機関に日本語教育の専門家を派遣することで、現地日本語教師の育成、教材・カリキュラム・教授法に関するコンサルティング、日本語教師間のネットワーク作り、派遣先機関・国における安定的な日本語教育の実施や質的改善に必要な支援を行っています。

# 派遣先機関の種別と業務内容

派遣先機関により、業務内容が異なります。業務内容は、大きく分けて以下のとおりです。また、同一機関に日本語指導助手が派遣されている機関の場合、日本語指導助手に対する指導や助言も業務に含まれます。

1. アドバイザー業務

ア．JF海外拠点：

（ア）JF海外拠点に所属し、同機関に所属の上級専門家と協力しつつ、任国あるいは近隣諸国の日本語教師に対する教師研修の実施・教材の作成・日本語教授法等に関するコンサルティング・現地日本語教師間のネットワーク作りを支援するほか、[JF日本語講座](https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/jf/index.html)の運営を行う。

（イ）JF海外拠点に所属し、中等教育レベルで日本語を導入している地域の学校を巡回し、授業担当・カリキュラム編成・教材作成・現地日本語教師への助言・コース整備を行う。“日本語パートナーズ”が配置されている地域に派遣されている場合には、同派遣事業に協力する。

イ．高等教育機関：

（ア）日本語教師養成課程の立ち上げ期から一定期間を経た大学等に所属し、授業担当・現地日本語教師への助言・コース整備を行う。同時に、任国あるいはその地域の日本語教師に対する教師研修・教材作成や日本語教授法等に関するコンサルティング・現地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

（イ）日本語専攻開講から一定期間を経て、カリキュラム等が確立されている高等教育機関に所属し、授業担当・現地日本語教師への助言・コース整備を行う。同時に、任国あるいはその地域の日本語教師に対する教師研修・教材作成・日本語教授法に関するコンサルティング・現地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

ウ．日本センター日本語講座部門：

（ア）国際協力機構（JICA）が開設した日本人材開発センター（通称：日本センター）とJFが共同運営する日本語講座部門に所属し、JF講座の設計・運営・現地講師への助言・授業担当等を行う。

（イ）任国あるいは近隣国の日本語教師に対する教師研修・教材作成や日本語教授法等に関するコンサルティング・現地日本語教師間のネットワーク作りを支援するほか、日本語教育機関への訪問・助言、情報収集等を行う。

エ．JICA海外技術協力拠点：

JICAの海外技術協力拠点にて、同機構が相手国政府と協力して実施する外国人材送出事業の一環となる日本語教育の担当教師への研修や教材作成を支援する。

1. 日本語予備教育業務

ア．マラヤ大学予備教育センター日本留学特別コース（AAJ）：

マレーシア政府がマラヤ大学に設置したマラヤ大学予備教育センター（日本の大学（学部）進学を目的とした高校卒業後の日本語教育プログラム）にて、上級専門家を補佐し、講座運営、カリキュラム作成を行うとともに、授業担当、現地教師の育成等を行う。

イ．EPA（経済連携協定）に基づく訪日前日本語研修：

インドネシア・フィリピンにおける看護師・介護福祉士候補者に対する訪日前日本語研修において、上級専門家を補佐し、講座の運営・管理、授業を担当する日本人派遣講師及び現地講師の指導・相談対応を行う。

# 募集人数

20名程度

# 派遣予定先

今回公募する専門家の派遣予定機関に関する情報は、[JFウェブサイト](https://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japanese_expert_haken02.html)に掲載し、随時更新しますので、最新情報をご確認ください。

# 派遣時期及び任期

2026年度中（2026年4月1日～2027年3月31日）に本邦を出発します。ただし、派遣先により、2025年度中（内定～2026年3月31日）に出発となる可能性があります。

任期は、初回の契約が2年間です（最長2年間の延長の場合あり）。ただし、任国のスクール・イヤー、プロジェクトの終了時期等により、2年未満となる場合があります。

# 派遣期間中の待遇

専門家の旅費・報酬等は、学歴・日本語教育経験をJF規程に沿って格付けし、次の通り支給します。

* 1. 旅費

赴任時及び帰国時に旅費（航空賃・支度料・移転料等）を支給します。また、専門家が随伴する（あるいは呼び寄せる）扶養親族の旅費を支給します（ただし、扶養親族の滞在が連続して6ヶ月を超える場合に限ります）。

* 1. 報酬等

派遣期間中、基本報酬・在勤加算・住居経費を支給します。また、扶養親族を随伴する場合は家族加算を、また4歳以上18歳未満の子女を随伴する場合は子女教育経費を支給します（ただし、扶養親族の滞在が連続して6ヶ月を超える場合に限ります）。

※参考：JF規程に基づく試算（月額）（2025年4月1日時点）。



エクセルファイルが開かない場合は、募集要項のワードファイルをダウンロードし、「編集を有効にする」ボタンが表示される場合は選択の上、エクセルファイルを開いてください（画面右上に「表示」と出る場合は、「編集の許可」に変更の上、エクセルファイルのアイコンをダブルクリックして開いてください）。

※住居経費は支給上限額を基準に試算しておりますが、国によって定められた自己負担

率に加えて光熱水費、家具代相当額等を自己負担して頂きます。

※扶養家族を随伴しない（単身での）赴任の場合は、住居経費（上限）の80％の金額が

上限となります。

※経験年数は経歴書（証明書）に基づき、教授内容・担当時間数等を勘案し、JF内規に基づく所定の手順によって算出するため、大学卒業後の実年数とは異なります。

※在勤加算とは、派遣された国の物価・生活水準・生活環境・為替相場等の状況に照らして加算支給されるものです。交通費や、必要に応じて乗用車購入・使用人の雇用等に充当するためのもので、JFの規程により定められており、国によって異なります。

※住居経費及び自己負担率は、派遣された国の物価・生活水準・生活環境・為替相場等の状況に照らし、JFの規程により定められており、派遣先の国によって異なります。

※住居経費は外貨で支給されますが、ここでは2025年3月末のレートで円換算をした金額を記載しています。

※JFの規程が改定され、基本報酬・在勤加算・住居経費の支給額が増減することがあります。

※派遣先機関より、旅費・報酬等が支給される場合は、JFからの支給額を調整します。

※任期中の一時帰国や任国外旅行については、制限があります。

# 応募資格

下記（1）～（5）をすべて満たす者。

* 1. 日本国籍を有し、日本語を母語とする者。
	2. 心身ともに、任期を通じて、海外での業務遂行に支障がない状態であること。
	3. 日本語教育及び周辺領域において修士号以上の学位\*を有する者（もしくは2026年3月末までに取得可能な者）。

\*修士課程修了の定義について、令和6年版『国家公務員 給与のてびき―その仕組みと取扱い―』の「学歴免許等資格区分表」に基づき、下記の通りとする。

ア. 学校教育法による大学院修士課程または専門職大学院専門職学位課程の修了者

イ. 外国における大学院修士課程等（大学院における修業年限1年以上となるものに

限る。）の修了者（通算就学年数が17年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。）

* 1. 中等・高等教育機関、日本語学校等の日本語講師（非常勤を含む、以下同じ）として応募時点で通算5年以上勤務した経験があること。なお、5年の経験年数に教育実習、ティーチングアシスタントの経験は含まないが、JFの海外派遣事業のうち日本語指導助手、EPA日本語講師、米国若手日本語教員（J-LEAP)としての派遣経験は、その対象とする。
	2. 派遣前研修（下記13.参照）に全日程参加できること。

 注1：海外勤務経験が望ましい。

 注2：2026年4月1日時点で65歳未満の方を優先します。

 注3：日本語指導助手との併願も可能ですので、併願希望者はそれぞれご応募ください。

 注3：日本語指導助手経験者や青年海外協力隊日本語教師経験者の応募を歓迎します。

注4：マラヤ大学予備教育センターに赴任の場合は、上記（4）に加え、国内外の予備教育機関（民間日本語学校を含む）の日本語講師として勤務した経験を特に重視します。

# 日本語専門家の身分

### 日本語専門家とJFとの関係

専門家とJFは、派遣に先立ち業務委嘱契約を締結し、それに基づいてJFは専門家に業務を委嘱します（専門家とJFは雇用関係にはなりませんので、年金等の手続きは専門家各自の責任において行ってください。また、JFは専門家の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任を負いません）。

### 専門家と派遣先機関との関係

JFとの契約条件以外の現地における業務方法、勤務条件等の細目は派遣先機関の規則に基づきます。JFと派遣先機関（JF海外拠点を除く）は、専門家の派遣条件・業務内容に関する合意書を締結します。

# 業務上障害補償制度

### 専門家が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、JFはその療養のために必要な費用を規定により負担します。また、専門家が業務上死亡した場合は、規定により遺族補償を行います。

# 独立行政法人国際交流基金在外共済会

### JFが海外に派遣する専門家を対象としてJFの負担金と専門家の掛金により行う相互扶助事業である「独立行政法人国際交流基金在外共済会」へ加入して頂きます。在外共済会では、傷病療養費の8割を給付するほか、加入者が死亡した場合には弔慰金、傷害による後遺障害が生じた場合は見舞金を規定により給付する共済給付事業や、海外での生活設営に必要な資金を低利で貸し付ける貸付事業を行っています。

# 応募手続き

### 提出書類

1. 応募用紙

[JFウェブサイト](https://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japanese_expert.html)から、応募用紙の様式をダウンロードしてください。

1. 推薦状

日本語教育に関する専門性・能力について、現在もしくは過去に所属した機関の責任者または同僚（JFの役職員（海外派遣中の役職員を含む）、専門員等を除く）が作成した推薦状を、推薦状作成者から11. (3)の提出先まで電子メールで提出してください。様式は問いませんが、日本語の記述でA4用紙1枚とし、推薦状の宛名は「国際交流基金」としてください。推薦状作成者に関する情報（氏名、肩書、連絡先）を明示の上、推薦者の署名または捺印を依頼してください。自薦不可です。

※日本語での作成が困難でやむを得ない場合は英語のみ認めますが、応募者による

和訳を別紙にてご用意の上、推薦状とあわせて推薦者からJFに対して送付してください。

### 提出方法

### ア. 応募用紙

PDF化の上、11. (3)の提出先まで電子メールでご提出ください。

1. 推薦状

PDF化の上、推薦者から11. (3)の提出先まで電子メールでご提出ください。

※郵送での応募は受付致しませんので、ご注意ください。

※応募用紙は自身の分としての控えを保管してください。第3次選考（面接）に

進んだ場合、応募用紙の内容に関して質問することがあります。

### 提出先

件名と宛先は下記のとおり記載してください。

件名：日本語専門家公募 応募用紙／推薦状提出（応募者氏名）

宛先：国際交流基金 日本語専門家派遣 公募担当

2つの電子メールアドレスを宛先に入れてください。

jfkoubo.doc@jpf.go.jp

koubo.jf@ifa-japan.org

 ※応募用紙／推薦状受信後、受領の電子メールを送信者に対してお送りしますが、2営業日後となっても連絡がない場合は、jfkoubo.doc@jpf.go.jpまでお問い合わせください。

### 提出締切

2025年8月8日（金）15時（日本時間）必着

(5) 応募用紙提出後に、公募対象ポストの追加・変更を受けて、希望派遣先や希望度を変更する場合

ア. 所定の様式「赴任を希望する派遣先の変更連絡書」を[JFウェブサイト](https://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japanese_expert.html)から

ダウンロードし、記入してください。

イ. 提出先

応募書類を送付した電子メールに重ねる形で、本紙をPDF化の上、ご提出ください。

ウ. 提出締切日

2025年9月19日（金）15時（日本時間）必着

# 選考

### 第1次選考（書類選考）

応募書類により選考を行います。結果は8月下旬に電子メールで通知します。

### 第2次選考（オンライン試験）

### 第1次選考通過者に対し、以下の通りオンライン試験を実施します。

### 結果は9月中旬に電子メールで通知します。

1. 日程：2025年8月30日（土）～31日（日）（日本時間）
2. 時間・出題方法：第1次選考通過者に別途ご連絡します。
3. 科目：日本語・日本語教育

※海外居住者も受験可能です。受験時間は第1次選考通過者に対しご案内します。

※指定した受験期間の変更は受け付けておりませんので、予めご了承ください。

### 第3次選考（面接選考）

第2次選考通過者に対し、以下の通りウェブ面接を実施します。

結果は10末頃に電子メールで通知します。

1. 日程：2025年9月29日（月）、30日（火）、10月1日（水）、2日（木）、3日（金）のいずれかの日

※日時はJFが指定します。詳細は第2次選考通過者に対し連絡します。海外に居

住する受験者について、時差はなるべく考慮しますが、早朝・深夜となる可能性もあります。

1. 面接サイト：第2次選考通過者にアクセスに必要な情報をご連絡します。

※日本国内外の受験者すべてに対してウェブで面接を実施します。ウェブ面接の実

施が不可能な受験者に対する代替措置（対面面接等）はありません。

※通信が遮断されるなどして、時間内に面接ができなかった場合は別途ご連絡

します。

※面接の結果、派遣候補者となった場合、その有効期間は2026年度限りです。

# 派遣前研修

派遣候補者は、派遣前研修に参加することが義務付けられます。

（下記派遣前研修に参加可能であれば、応募時点で海外に在住している方も応募可能です。）

1. 目的

日本語専門家としての業務を円滑に遂行できる様に、専門家同士の協働を通じて任地を含む海外の日本語教育事情を知り、日本語専門家としての見識を身につけること。

1. 日程

2026年2月中旬～3月上旬（予定）オンライン実施

（参考）前年度の実績

2025年2月13日から28日の期間のうち、各週2～4日、午前の時間帯（日本時間）をメインにオンラインで実施。

※今年度の派遣前研修の日程については、前年度の実績が参考となりますが、このとおりとは限りません。決まり次第ご案内いたします。

1. 研修内容

JF日本語事業に関する知識と理解、赴任先での業務に必要な知識と専門性、JF派遣制度について等。

※上記「派遣前研修」とは別に、JFより海外に初めて派遣される専門家及び指導助手向けに集合型の「指導助手・初派遣専門家研修」を2025年12月14日から17日の期間（予定）に関西国際センター（KC）にて実施します（任意参加）。派遣後の情報交換等に資するネットワーク構築に有用であるため、初派遣者の参加を推奨します。ただし、希望者が多い場合、派遣先で具体的な業務と研修内容の関連性が高い方の参加を優先します。

（参考）前年度の実績

2024年12月15日から18日の期間で関西国際センター（KC）にて対面で実施。

※前年度の実績が参考となりますが、このとおりとは限りません。決まり次第ご案内いたします。

# 個人情報の取り扱い

提出書類は、採否審査のため、JF関係者、外部有識者等の評価に提供します。また、派遣手続きを業務委託している一般社団法人国際フレンドシップ協会（IFA）に、業務に必要な範囲で情報を提供します。情報を提供する際には、個人情報の安全確保のための措置を講じるよう取り扱い方法を確認します。

選考合格となった場合には、氏名・所属先・派遣先・派遣期間等の派遣に関する情報は、事業実績・年報・ウェブサイト等のJFが作成する媒体において公表されます。また、これらの媒体に記載する統計資料作成に利用されることがあります。

# 問い合わせ先

独立行政法人 国際交流基金（JF）

日本語第1事業部 事業第2チーム

日本語専門家派遣 公募担当

E-mail: sakura\_adoption@jpf.go.jp

※ご不明点・ご質問は、[JFウェブサイト内のFAQ](https://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japanese_expert_faq.html)をご参照の上、電子メールでお問い合わせください。

※選考の過程や選考結果の個別の照会は受け付けておりませんので、予めご了承ください。

# 留意事項

* 1. 海外居住者も、赴任に当たっては必ず日本から出発となります。また、赴任手続き（公用旅券・査証の取得等）のため、赴任1～3ヶ月前までに日本に帰国する必要があります（時期及び手続きに要する期間は国によって異なります）。
	2. 日本以外の国籍を有する扶養家族を随伴する場合、査証手続き等に際し、専門家本人以上に時間を要することがあります。
	3. 現在、JFプログラム（日本語上級専門家・日本語専門家・日本語指導助手等）で海外に派遣されている場合、本公募に応募するための任期短縮は原則としてできません。ただし、2026年度の派遣が決定した場合、派遣先によっては、現在の派遣期間の変更をお願いすることもあります。